

佐賀県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月二日から平成二十四年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 の別 幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
鳥栖市河内町字小原山一七七 ○番一地先から 鳥栖市河内町字三子谷一七三 四番二地先まで	前	後	一〇・三 、 二七・〇	二〇八・七
	二六・六 、 一〇・二	二〇九・〇		
鳥栖市河内町字三子谷一七二 五番一地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九 番一地先まで	前	後	一〇・〇 、 三四・三	二〇七・一
	五〇・一 、 九・六	二〇七・一		
鳥栖市河内町字三子谷一七二 五番一地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九 番一地先まで	前	後	一〇・〇 、 三四・三	二〇七・一
	二六・六 、 一〇・二	二〇九・〇		

県道
九千部山公
園線

<p>鳥栖市河内町字竜目一六八〇 番二地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九 番九地先まで</p>	<p>鳥栖市河内町字竜目一六八〇 番二地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九 番九地先まで</p>	<p>鳥栖市河内町字東十郎一六三 八番五地先から 鳥栖市神辺町字森塚五九四番 六地先まで</p>	<p>鳥栖市河内町字東十郎一六三 八番五地先から 鳥栖市神辺町字森塚五九四番 六地先まで</p>	<p>鳥栖市河内町字竜目一六八〇 番二地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九 番九地先まで</p>	<p>鳥栖市河内町字竜目一六八〇 番二地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九 番九地先まで</p>
前	後	前	後	前	後
七・七	七・七	八・六	九・三	九・〇	八・四
三・〇	三・四・〇	三九・六	三九・八	二七・五	二七・九
二八四・八	二八三・七	六一三・〇	六一二・七	一七九・六	一八〇・三